

新型コロナウイルス対策への要望

静岡県中小企業団体中央会

I. 喫緊の対策

1. 予算・補助金

①助成金等給付実施の短期化

簡便な申請の後、短期間で資金を供給、事後に内容を検証する資金供給優先の方式とすること。制度の趣旨に反した事業者に対しては、助成金の不適用などの措置を取るなど、制度活用の入り口は簡便かつ迅速に、事後の検証は厳格に行う制度そのものの設計を変更すること。

②Web申請以外の持続化給付金申請方法の早期実施

Web申請は、PC操作に不慣れな個人事業者にはハードルが高い。郵送申請、窓口申請など多様な申請手法をWeb申請解禁と同時に提供すること。

③都道府県への大胆なコロナ対策特別地方交付金の支給

「1都道府県1兆円」規模の地方への大型予算の交付とともに、裁量権を100%都道府県知事に委ねること。

④ホテル旅館の固定資産税100%免除及び事業継続に係る特別給付金の支給

固定資産税の軽減措置として今年の2月～10月のうち3か月連続して事業収入が50%以上減少した場合は建物や設備に係る税金を全額免除し、30%～50%未満の場合は50%減免することとしている。ホテル旅館業者は休業要請や数多くの催事、イベント中止によって大きなダメージを受けている。しかも相当の土地と建物等の資産が必要であり、その管理費も大きな負担となっている。このため、売上減少が30%以上の場合100%免除するよう措置を緩和するとともに、現在対象外の土地についても同様の措置をとること。

⑤リアルタイムな実態把握に向けた調査の実施

絶えず経営環境が大きく変化する中で、その変化を捉えつつ、企業の経営課題に合致した支援が行われるよう、継続的に中小企業組合を活用した調査を実施するとともに、その結果を開示すること。

⑥最新の支援策などの情報提供

中小企業・小規模事業者がより正確かつ最新の支援策等の情報を入手できるよう、全国の中小企業組合に情報提供し、地域の組合から各組合員企業に情報が伝達されるよう配慮すること。

2. 資金繰り支援

①休業要請に基づく休業補償の増額

コロナ感染拡大収束の目途が立たない状況で、今後全県で休業要請がなされる可能性がある。休業補償金額を増額するとともに対象範囲の拡大などコロナ倒産を引き起こさない対策を講じること。

②持続化給付金第二弾の創設

今後、経済活動再開に連動して正常な状態に回復までの期間、事業復旧支援としての持続化給付金第二弾を創設すること。この第二弾では、要件の緩和、上限額の大幅増額を図り、簡便な申請でリアルタイムに助成金が支給される体制をとること。

3. 雇用・労働

①最低賃金の賃上げ凍結又は引き下げの実現

最賃審議にあたっては、未曾有の状況を勘案し、緊急対策として、賃上げ凍結又は引き下げを基軸に審議することを政策方針として打ち出すこと。

②医療関係者の精神管理（ストレス対策）への配慮支援

医療従事者のメンタルケアのための制度を設けるとともに、医療従事者の保育園等の利用をサポートするなど、医療行為に専念できる体制を整備すること。

③副業を専門的に斡旋する休業者専用の窓口の設置

会社の大幅な売上減によりやむなく従業員を休業させる状況の中で、従業員の生活を維持するための副業を支援する部署（窓口）を設置すること。

④期間限定の人材活用制度の創設

事業活動縮小を余儀なくされた企業の従業員を対象に、現在特に人手不足が顕著な業種や事業者に期間限定で派遣する制度を創設すること。

4. 事業環境の整備

①持続化給付金が既往債務の取り立ての対象とならないためのガイドライン策定

事業継続を目的とした資金である以上、直面する運転資金等に充てる必要があることあり、持続化給付金が既往債務取り立ての“的”になることのないようガイドラインを策定すること。

②ワクチン、特効薬開発に向けた国際連携・協働の実現

我が国がイニシアティブを取り、先進国での資金拠出、専門人材の結集、開発に必要な機材提示により、国際版のワクチン、特効薬の開発を実現すること。

③感染地域から収束地域への人の移動抑制対策の推進

首都圏で開催できない大規模イベントを地方で開催する動きを抑止する策を講じること。また、経済活動の一部再開をした地方都市に首都圏から乱入することのないよう策を講じること（パチンコ、娯楽など）。

④モノあまりへの新たな活用促進支援（フードバンクの活用等）

外食産業でキャンセルとなった農水産品、生花などをフードバンクの活用などを通じて生活困窮者への支援策として活用すること。

⑤経営者、従業員のメンタルケア対策（長期在宅、将来不安などによる精神的ダメージ）

⑥事業承継の意欲をそぐことのないよう後継者へのケア対策を

経営者が経営意欲を失うことのないよう経営相談等の窓口の設置するほか、従業員の生活への不安等を少しでも解消するメンタルケア窓口の設置などを早急に進めること。さらに、経営後継者が事業承継に対する意欲を失うことのないようケアする制度（事業承継支援金、事業承継相談窓口設置、経営計画策定支援など）を創設すること。

⑦緊急時に変更せざるを得ない事業手法に対する各種法律の弾力的運用

店内飲食からケータリングへの変更や、タクシー事業者が宅配サービスを行うなど、緊急的に業務を変更する際、関係する法律等を弾力的に運用し、円滑な緊急時の事業転換を実現すること。

⑧PCR検査体制の大幅な拡充、抗体検査、簡易検査キットの開発、早期認定

感染状況の把握、感染拡大防止、早期治療による重篤化防止に直結する検査体制の充実に早急を実現すること。

⑨陽性率、実効再生産数など、一目でわかる指標のリアルタイムな提示

陽性率と実効再生産数は、現状を正確に知るうえで有効な指標であり、企業にとっても非常事態における経営判断の指標として重要である。検査体制の確立により多くのデータをもとにした正確な情報をリアルタイムに提供するシステムを構築すること。

⑩ワクチン、特効薬の開発、すべての医療機関での投与可能な体制整備

感染拡大を阻止し、社会全体に安心感を与えるためには、ワクチンの開発と特効薬の開発、さらにはどの医療機関でもそれが活用できる体制整備が急務である。経済活動の復活にとっても非常に重要であるため早期に開発~投与の体制を整備すること。

5. 消費喚起

①街中賑わい復活のためのイベント、仕掛けに対する助成

経済活動の一部が再開されて商店が営業を再開しても、それを利用する顧客の足が遠のいてはさらに負債を抱えることになりかねない。このため安全を維持しつつ、街中にヒトを呼び込むためのイベントや企画が必要であり、そのための資金やモデルとなる情報を地元商店街組合に提供すること。

②観光復活キャンペーンの企画推進支援

緊急経済対策の一環としてGOTOキャンペーン予算が1兆7千億円計上されている。これは旅行のみならず、飲食、イベント、商店街キャンペーンの利用に際して利

用者に補助するもの。この支援策の利用を喚起するとともに、企画における支援や運営費補助など、さらにキャンペーンが実施しやすい環境づくりを行うこと。

6. 中小企業組合等

①業界コロナ対策指針策定に際する専門家支援体制の充実

経済活動再開に向けて、飲食店や商業施設など業種ごとに感染拡大予防のガイドライン作成が求められている。このガイドライン作成において専門家等のアドバイスを受けるシステムなどの支援体制を整備し、一日も早い安全を担保した経済活動再開実現を後押しすること。

②人手不足業種（製造業、物流、建設業等）を中心に共同の新物流システム構築助成プラン作成、実証・事業化、3年程度の事業とすること。

③組合のBCP策定における助成

組合BCPへの感染症対策項目追加を促進するため、計画づくりとモデル事業所導入の実証に対する助成を行うこと。策定組合については、マスク、消毒液、検温装置備蓄やPCR集団検診への助成を行うこと。

④製造業現場、旅館、小売店等における感染症対策モデルの策定、実証、普及についての助成

⑤コロナ収束に備えた広告費助成。旅館組合、温泉地域、中山間地、水産加工品等のイメージアップへの助成 ※修善寺温泉旅館（協） 灯プロジェクト

⑥中小企業組合・中央会・リモートワーク実施のための環境整備費の助成

II. 将来のための支援

①新しい働き方（テレワーク・在宅勤務など）を導入するための多角的支援

緊急事態が収束した後も人材確保が困難な状況が続くと同時に、生産性向上が重要な経営課題となるため、テレワークや在宅勤務の導入をハード導入、リスク対策、導入手順・運用指導、労働環境整備など多角的に支援する体制をつくること。

②専門家会議に経済専門家並びに全国中央会の委員参画

緊急事態宣言の発令や休業要請またその解除等について政治判断をする際の拠り所に専門家会議がある。今後、専門家会議は、経済専門家とともに組合組織の要である全国中央会を委員に加え、医療・経済・業界が三位一体となり意見集約を図り、重要な政治判断の拠り所とすること。

③復興経済ビジョンの策定、その実現に向けた具体的な段階的目標の提示

産業の復興には、国としてのビジョンが必要であり、ビジョン実現に向けての段階的目標を設定し、官民一体となって目標の実現に努力する必要がある。リーマンを超える大きな衝撃の後で、国はどのような再生ビジョンを提示するのかは、産業界全体にとって大きな関心事であり自らの復興の拠り所となるものである。感染拡大がある

程度鎮静化し産業の再始動が図られる時期にこうしたビジョンを提示し事業者に希望を与える行動を起こすこと。

④海外進出企業が多数存在する諸外国の感染状況等の情報提供

諸外国に進出している企業にとっては、進出先の状況を把握することは復興計画を立てるうえで必須の情報である。関係国と協調しつつ状況判断ができる情報提供を行うこと。

⑤時間外労働の上限規制の一部緩和

経済復興の際に人材不足など企業の体力が落ちている状況にあつて時間外労働の比重が一時期高まることが予想される。このため、一定期間、時間外労働の上限規制を緩和するとともに、大企業から中小企業へのしわ寄せに対する厳格な監視体制を強化すること。

⑥中小企業の復活時における資金需要への交付金補助金の創設

中小企業が感染拡大前の経営状態に戻す際に必要となる設備資金、運転資金について制度融資だけでなく、復興補助金・給付金として手元資金の供給を行い支援すること。

⑦パンデミックリスク対策の常設化（メニュー化）、予算確保

今後、地震等の自然災害だけでなく、ウイルス感染拡大によるリスクは想定されることであり、そのための対策メニューと予算を常設する予算編成とすること。

⑧過度な中国依存を再考し、国内生産体制への事業資金支援と分散化した海外生産体制実現に向けた支援

最終製品の生産拠点を中国に多くを依存することなく、海外の最終製品の生産拠点を複数有するとともに、国内における生産体制を更に整備することが重要である。このため、海外生産拠点の見直しや分散、国内生産体制の整備に係る民間努力に対する支援を行うこと。